

別 添 1

アンケート調査（質問事項）

1 山村振興施策を実施するに当たっての問題点

山村は、産業基盤や生活環境に関するインフラの整備等の都市部との格差是正、集落の維持や担い手を育成するための様々な取り組みへの助成、地域の資源を活用した産業起こしや鳥獣被害防止対策等様々な施策が必要とされています。山村振興には、これらが総合的に推進されていくことが必要ですが、ヒト・モノ・カネといった様々な観点から、推進に当たっての問題点があれば、ご自由にお述べください。

2 重点的に講じていくべき施策等

山村振興施策には、地域の実情に応じた様々な取り組みが考えられる中、現時点において、特に重点的に講じていくべき施策についてご意見・ご提案があれば、ご自由にお述べください。

3 施策を進めていくために必要な支援のあり方①（交付金について）

山村振興法と同様に、いわゆる地域振興立法である離島振興法では、平成24年6月の改正により、ソフト施策の充実を図るため、都道府県が作成した離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるための「離島活性化交付金」制度が措置されました。

これにならい、山村の活性化のための交付金制度について創設すべきか、また、制度が創設される場合、各省庁縦割りの事業をいかにパッケージ化して一本化するか、大きく一くくりの交付金とするのか、目的別に小分けするか、ハードも含めてどのようなメニューを求めるか等、交付金の内容、助成手段の在り方のあり方についてご意見・ご提案があれば、ご自由にお述べください。

4 施策を進めていくために必要な支援のあり方②（特区制度について）

離島振興法では、平成24年6月の改正により、地域の創意工夫を生かした振興を図るため、離島特区制度について総合的に検討することとされました。

これにならい、山村の活性化のための特区制度について創設すべきか、また、制度が創設された場合、山村の活性化のため、どのような規制について緩和すべきか等特区制度の在り方について、ご意見・ご提案があれば、ご自由にお述べください。

5 施策を進めていくための必要な支援のあり方③（その他）

施策については、ソフトからハードまで多岐にわたりますが、今まで特に着目されることがなかった、例えば、既設の道路や施設の維持・修繕や空き家の手入れや除去といった事業をどのように組み込んでいくか、また、今までには仕組まれていないが、今後必要となる事業としてはどのようなものがあるか等、その他支援のあり方についてご要望があればご自由にお述べ下さい。

6 山村振興法の目的（第1条）

現行の山村振興法は、山村振興法の目的として、第1条において、

- ・ 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。
 - ・ 産業基盤、生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある。
- と位置付けています。

このような位置付けについて、山村の役割や可能性を踏まえ、山村の振興は山村の問題だけでなく、国全体で取り組むべき問題であるといった観点や、過疎化・高齢化の進行、集落の機能の低下、鳥獣被害の深刻化、耕作放棄地の増大等山村を取り巻く厳しい状況に具体的に言及するなど、山村振興の基本理念や山村の現状の観点からの見直しが必要かどうか、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

7 山村の定義（第2条）

現行の山村振興法は、山村の定義として、第2条において、

- ・ 林野面積の占める比率が高い。
- ・ 交通条件、経済・文化的条件に恵まれず、産業の開発の程度が低い。
- ・ 住民の生活文化水準が劣っている。

といった要件を規定しています。

このような要件について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

8 山村振興の目標（第3条）

現行の山村振興法は、山村振興の目標として、第3条において、

- ・ 交通通信連絡を発達させること
- ・ 土地、森林、水等の未利用資源を開発すること
- ・ 産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること
- ・ 災害を防除すること
- ・ 住民の福祉を向上させること

を掲げています。

このような目標について、山村振興施策を充実させる観点から、追加すべき事項があればご自由にお述べください。

9 国及び地方公共団体の施策（第4条、第5条）

現行の山村振興法は、第3条の山村振興の目標を達成するため、国や地方自治体の施策のあり方について、第4条、第5条において、

- ・ 事業に対する負担・補助の条件の改善
- ・ 地方公共団体の財源の確保
- ・ 財政金融上の措置

- ・ 地域の特性に応じた事業の円滑な実施を規定しています。

このような国や地方自治体の施策のあり方について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

10 振興山村の指定と山村振興基本方針、山村振興計画の作成等（第6条～第9条）

現行の山村振興法は、第6条～第9条において、山村振興計画を作成してこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当な山村を振興山村として指定し、振興山村に係る都道府県は山村振興基本方針を、市町村は山村振興計画をそれぞれ作成することができる旨を規定し、山村振興基本方針や山村振興計画では、

- ・ 振興の基本方針
- ・ 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発等産業の振興のための施策
- ・ 医療の確保、生活改善及び労働条件の改善のための施策
- ・ 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備

に関する事項を定めることとしています。

計画に定めることとしているこのような規定について、山村振興施策を充実させる観点から、環境保全、エネルギー、農用地・森林の保全、集落維持、地域資源を活用した産業、鳥獣被害、人材の育成、教育の場としての活用、定住の促進等様々な観点から追加すべきものがあるかどうか、また、上記のような山村振興に関する計画のあり方や作成の手続き等について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

11 山村振興計画に基づく事業の助成等（第10条）

現行の山村振興法は、山村振興計画に基づく事業の助成等について、第10条において、国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない旨を規定しています。

このような規定について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

12 地方債についての配慮（第10条の2）

現行の山村振興法は、地方公共団体が山村振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について、第10条の2において、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をする旨規定しています。

このような規定について、また、山村振興のための地方債について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

13 基幹道路の整備（第11条）

現行の山村振興法は、第11条において、振興山村における基幹的な市町村道や、市町

村が管理する基幹的な農道、林道、漁港関連道の新設及び改築について、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができることとしています。

このような基幹道路の整備に関する規定について、また、山村振興施策を充実させる観点から、都道府県が代行して整備を行うべきインフラとして追加すべきものがあるかどうか等について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

14 認定法人制度（第12条～第14条）（対象とする山村振興の担い手等について）

現行の山村振興法は、第12～第14条において、

- ・ 造林、間伐、保育、作業路の保全、森林の巡視、森林施業に関する研修その他の森林の保全に関する事業
- ・ 農用地の保全に関する事業
- ・ 山腹の保全に関する事業
- ・ 振興山村の区域内において生産された農林産物を原料又は材料とする製造又は加工の事業

のいずれかを行ういわゆる第3セクターがこれらの事業のために取得した建物・土地に係る不動産取得税や機械・装置・土地・建物に係る固定資産税について、市町村が減免した場合の減収分に対する地方交付税の補填措置を講じる旨規定しています。

このような規定について、山村振興施策を充実させる観点から、例えば、対象事業に現在問題となっているガソリンスタンド等の住民生活を守るための事業など追加すべきものがあるかどうかや、第3セクター以外にも民間企業や一般社団法人や財団法人、NPO法人等対象とすべき者があるかどうか等について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

15 税制の特例（特別償却の対象となる業種等について）

山村振興法に規定する振興山村において、租税特別措置法では、製造業、旅館業の方が使用する2000万円を超える機械や建物等を取得、建設等した場合に、取得価額の一定割合に相当する額の特別償却を可能とする特例が設けられています。

このような特例について、山村振興施策を充実させる観点から、特別償却に関する規定を山村振興法に規定すること、対象業種や取得価額について追加や引き下げを実施すること等について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

（注）山村振興法第13条には課税の特例（特別償却）の規定がありますが、平成21年度以降、この特別償却に関して租税特別措置法には規定されておらず、これに代わって、現在の特別償却が租税特別措置法に規定されています。

16 制度融資（第17条）

現行の山村振興法は、第17条において、株式会社日本政策金融公庫は、振興山村において農業・畜産業・林業・漁業を営む農林漁業者や農林漁業者が組織する法人に対し、必要な資金の貸付けを行う旨規定されています。

このような制度融資の規定や、山村振興施策を充実させる観点からの制度金融のあり方について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

17 配慮規定（第18条～第21条の3）

現行の山村振興法は、山村振興を進めるに当たって配慮すべき事項として、第18条～第21条の3において、

- ・ 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
- ・ 医療の確保
- ・ 高齢者の福祉の増進
- ・ 地域文化の振興
- ・ 都市と山村の交流
- ・ 鳥獣被害の防止

等を挙げています。

これらの規定について、山村振興施策を充実させる観点から、新たに追加すべき事項があるかどうか等ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

18 主務大臣（第23条）

現行の山村振興法は、山村振興法の主務大臣として、国土交通・総務・農林水産の3大臣を規定しています。

このような規定について、山村振興の実施体制の強化の観点から主務大臣を追加する必要があるかどうか等について、ご意見・ご提案があればご自由にお述べください。

19 その他

上記の他、山村振興法の延長や延長に際し拡充すべき内容等法律の改正事項について、また、山村振興全般についてご意見・ご提案があればご自由にお述べください。